

坑内高熱度作業禁止の件

(理由)

日本鉱夫組合提出

八頁

我が國炭礦勞働者の保護規定に於ては、功二十及婦人坑夫、華氏八十度以上の高熱度坑内に於ける作業は禁止せらるゝのみならず、更に夫の勞働には、些の制限もない。然るに常磐地方その他の各地に於て、實際は百二十度もある坑内作業が行はれてゐる。

かゝる高熱度の作業は、人體に對して非常な悪影響を及ぼしてゐること勿論である。

高熱度の爲めに汗と共に人體内の塩分が除去されてしまひ、遂には卒倒に至る。かゝる傷害が度重なるにつれて、精神に異状を來たし、廢人同然となり且坑夫の生命を著しく短縮せられてゐるのである。

かゝる不當な勞働による社會的悲惨に對して、我等は完全なる保護法律を以つて之を廢止せしめて、我が國の重要な産業に従事してゐる炭礦勞働者の身體と生命とを保護せねばならぬ。右の實現に對して、我等は左の如き方策に依る。